

太夫三味線彈の住所と河原者

天保十三壬寅年五月十六日御觸の所謂天保の改革は、藝人社會に對して大彈壓を加へました。この水野越前守の盛り場に加へた改革は、實に峻嚴を極めたものでした。この奢侈を戒め、所拂ひ江戸お構ひを喰つたのが七代目團十郎であり、上方にあつては、二代目中村富十郎でした。七代目が江戸から堺宿院の芝居卯の日座へ下つたのもこの時であり、二代目富十郎が大阪を構はれて堺大寺の芝居を根城とし遂に堺で死んだのも、この天保の改革の犠牲者なのです。

それはさておいて、「人形芝居」の立場から、茲に注意すべきは、初め天保十三年五月十六日の御觸で大阪中の宮地芝居が全部取拂はれました。それは御觸れの

國々城下社地において江戸京大阪より旅隊に出候歌舞伎役者共を抱芝居狂言等相催候由右は其所の風俗をみだし不可然筋に付向後決して抱入申間敷候、尤三都狂言座の外他國稼不相成旨今般取締方急度申渡候

とあるのによりますので、大阪市内の宮地芝居が全部取潰された。そして

町在の田畑家屋敷等買持身分不相應の歡樂を極め

つゝあることを嚴禁し、

元來右役者共河原者と申本意を忘れ正業の町人共等に相混じ候

事が悪いとなつてゐます。されば

一同(俳優ども)住所の義は古來より道頓堀に限有之に付以來も只今迄の通相心得市中末々に至迄立
列住居致間敷候

と、指定地以外の住居を禁じてゐます。これが河原者——俳優への禁止であつて、又人形遣ひに對して
は、

人形遣ひは歌舞伎役者同様に道頓堀に限り可致住居候

と、天保十三年七月廿五日の御觸には明記してゐるのです。即ち人形遣ひは「河原者」として取扱つて
ゐるのです。

これに反して太夫三味線彈に對しては、

尙又別段地方役所にて内山彦次郎殿御諭有之同じ藝人成共太夫は格別の者故町住居勝手次第家藏田
畑等求候共不可苦よし御仰銘々冥加至極難有事に御座候

とある。——これは四代目竹本長門太夫の手記の記録一冊から引用したのです。即ちこゝで注意すべきは、人形遣ひは、河原者であつて、太夫は然らずといふ差別的取扱をしてゐます。人形の發生に、後年までこの見解のある事、今日尙太夫と人形との間に、階級的意識の存在することは、歴史的に見逃すことの出来ない事實です。が、これは私は、人形芝居の概論である本書では説明する暇がありません。私の「近世人形淨るり史」に詳説しようと思ひます。そして別項「人形芝居の研究」の内に述べた天保度の蟬丸宮持分説經讚語座の現出は、突如として文樂芝居の人形淨るりを脅かしたが如くあつて、實は人形芝居の發生に關して既に根深く讚語座の根柢が存してあつたと見るのが、歴史的には當を得てゐる見解であると、私は按じてゐるのです。

説經讚語座が、東の奉行所では勝公事であり、再吟味の西の役所で文樂の芝居が勝公事になつた。そして讚語座が負けたのです。その再吟味の時の被判官が、内山彦次郎である。その内山彦次郎が、こゝでは「太夫は同じ藝人成共格別の者故」と言つてゐます。注意すべき事であり、この點から見ると西奉行の内山彦次郎といふ人に關して、私は知りたいと意圖していろ／＼と取調べましたが、これに關して索線も見付かりません。人形芝居に關しては發生當時の文獻に乏しいのですから、この天保八年乃至十三年の改革の人形遣ひを河原者としたもつと詳しい記録を得たいと、私の注意はこゝに今のところ惹付け

られてゐるのです。人形芝居の歴史を説明する鑰はこゝに藏されてゐると思ふのです。輕々に見逃がすべからざる事象である。

で、四代目長門太夫手記の記録を續けますと、

依之古來よりの家持の分爰に記す。

とあつて、天保十三年度の家持の太夫を列記し、明治五年壬申年までの追補が認めてあります。名人どもの住居を知るたよりになり、参考になるべき記録と思ひますから太夫の住居を爰に掲げておきます。但し太夫とのみで「三味線」には言及んではゐませんが、事實三味線弾も太夫同様に取扱はれてゐますから、太夫三味線の家持、——即ちその住居を左に掲げます。

今一つ爰に注意すべきは、例の操りの起源を説くに當つて、目貫屋長三郎が西宮、傀儡子引田某を語らひ淨るりに合せて人形を操り、後陽成天皇の叡覽に供へたといひ、又阿僧祇定惠海の淨るり通鑑綱目に、引田某が淡路掾を受領してゐるやうに見えてゐますが、これは明かに何等かの誤りで、人形遣ひの受領は古來決してありません。——と斷じていゝと思ふ。何人か受領してゐると、後世河原者として取扱ふわけがないと思はれます。引田某が淡路掾を受領したのは、後の「座本」としてでせう。

今一つ注意しておきたい事は、因講の歴史は相當古い。が、いつも人形芝居の親睦若しくは組合というて太夫三味線の二業に限つて人形遣ひは、いつも除外されてゐる。只人形遣ひが加盟して三業の申合規定の出來たのは、前にも説いたやうに、大阪に商法會議所が出來た時に、税金の關係から三業の組合が表面出來た。それは明治十三年三月十日の事で、「淨るり三業仲間申合規則」が二十二ヶ條出來て、その三月九日に、「大阪商法會議所會頭五代友厚、理事加藤祐一」兩氏の連署を以て、時の大阪府知事渡邊昇に提出してゐます。その三業同盟仲間取締人は、豐澤廣助（五代目）、木谷傳次郎（五代竹本彌太夫）、平井卯兵衛（竹本氏太夫）、鶴澤重助の四人です。恐らく三業が揃うて組合同盟の出來たのは、貞享元年の竹本義太夫が道頓堀に櫓を揚げて以來の、これが初めての事でせう。が、この三業の同盟も年所短くして潰れ、因講は又々太夫三味線の二業の因講で、人形遣ひは埒外の一業となつてしまひました。今日尙人形遣ひは、因講とは無關係なのです。

斯の如くいろ／＼な事實において、人形芝居の太夫、三味線、人形の三業は、決して同一線上に立たず、人形のみがいつも除けものになつてゐます。この差別的待遇が決して一朝一夕の事でなく、人形の發生の歴史を有力に物語るものと言はねばなりません。爰に力點を置いて資料の蒐集に努めねば、人形

芝居の歴史は解けません。私の人形芝居の研究は、この一點から發足するのです。

太夫三味線の住所は左の如くです。

日本橋一丁目坂町行當り

竹本筑後掾

同所 南隣り

竹田出雲掾

堺筋周防町南入

豊竹越前少掾

心齋橋大丸南ノ町

竹本大和少掾

太左衛門橋北詰北入(惣右衛門町)

豊竹筑前少掾

周防町御堂筋西入

豊竹島太夫

八幡筋心齋橋西入

二代

豊竹駒太夫

立賣堀土橋北詰西入

鶴澤寛治

鹽町佐野屋橋筋東入南勘四郎町

三代

竹本政太夫

島の内岩田町

二代

豊竹此太夫

岩田町疊屋町南入

二代

竹本内匠太夫

梶木町淀屋橋西入

二代 竹本染太夫

阿彌陀池南筋東角

三代 豊竹此太夫

北新地二丁目

初代 竹本彌太夫

京猪熊佛光寺上ル

二代 竹本綱太夫

京松屋町上長者町上ル

野澤吉兵衛

島の内岩田町

竹本播磨大掾

京三條川東松之木町

三代 竹本綱太夫

島の内岩田町

三代 竹本筆太夫

鹽町心齋橋西入南勘四郎町

五代 竹本政太夫

鰻谷御堂筋南西角

竹本住太夫

曾根崎新地三丁目

吾太夫改 豊竹此太夫

天王寺村河原口宮町

三代 竹本長門太夫

島の内岩田町

三根太夫改 竹本大隅太夫

疊屋町周防町南入

咲太夫事 豊竹巴太夫

太夫三味線彈の住所と河原者

曾根崎新地二丁目裏町

六代 竹本染太夫

博勞町

琴太夫改 竹本咲太夫

博勞町

竹本春太夫

博勞町

五代 豊澤廣助

新町通二丁目

豊澤大助

(昭和五年五月十二日)